

処方せんは正しく 取り扱いましょう!



処方せんの偽造、変造は**犯罪**です!

偽造した処方せんを薬局に提出することも違法行為です

●コピーした処方せんを使わない●

※社新潟県薬剤師会は不正コピー対策として、コピー防止用の処方せんを推奨しています。

●処方されていない医薬品を書き足さない●

●処方日数や数量を書き換えない●

こんな罪に問われます

私文書偽造等	3月以上5年以下の懲役
偽造私文書等行使	3月以上5年以下の懲役
詐欺	10年以下の懲役
麻薬処方せんの偽造・変造	1年以下の懲役、もしくは20万円以下の罰金
向精神薬処方せんの偽造・変造	20万円以下の罰金